

令和6年度 長岡市地域密着型サービス事業所
集 団 指 導

令和7年3月

長岡市福祉保健部 福祉総務課 指導監査係

介護保険課 介護事業推進係

《凡例》

*** 法**

介護保険法

*** 基準省令**

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)

*** 解釈通知**

- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)

*** 条例**

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成 24 年 12 月 26 日 条例第 52 号)

*** 解釈基準**

長岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準
(平成 25 年 3 月 29 日 公告第 84 号)

※ 本冊子に記載の内容は概略ですので、実際に各制度の運用又は適用の際は、関係法令原文や通知原文などで条件等を確認してください。

目 次

項目番号	内 容	頁
1	指導・監査について	
(1)	指導・監査について	1
(2)	令和6年度の運営指導の指摘事項等について	3
(3)	令和6年4月から義務化された事項について	6
2	指定関係の手続きについて	
(1)	標準様式の使用、指定に係るオンライン化について	10
(2)	指定（更新）手数料の納入について	〃
(3)	指定更新について	〃
(4)	変更届について	〃
(5)	廃止・休止・再開届について	11
(6)	利用定員及びサービス転換の手続きについて	〃
(7)	地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出について	12
(8)	訪問系地域密着型サービスにおける出張所等（サテライト事業所）の設置の届出について	〃
(9)	介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて	〃
3	令和6年度介護保険制度改正における指定基準改正等について	
(1)	指定基準（条例）改正について（令和6年4月1日施行）	14
(2)	解釈通知（基準）改正（令和6年4月1日施行）	20
(3)	介護報酬改定	21
4	地域密着型サービスに関する留意事項	
(1)	地域密着型サービスの利用者の受入れについて	22
(2)	地域への展開（適正なサービス提供の確保）について	〃
(3)	職員の資格管理について	〃
(4)	事業者における個人情報の適切な取扱いについて	23
(5)	自己評価について	〃
(6)	運営推進会議について	〃
(7)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における評価の実施について	〃
(8)	認知症対応型共同生活介護における評価の実施について	25
(9)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱いについて	〃
(10)	協力医療機関に関する届出について	26
(11)	老人福祉法の一部事務の権限移譲に伴う事務手続きの変更について	〃

(12)	「地域密着型サービス施設の空室（利用）情報」のホームページ掲載について	27
5	その他お知らせ	
(1)	介護保険課からの通知及び集団指導資料のホームページ掲載について	〃
(2)	指定基準等に関する質問について	〃

1 指導・監査について

(1) 指導・監査について

【集団指導】

- 指定事務の制度説明
- 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

制度管理の適正化

【運営指導】

◆運営指導

- 利用者のニーズに応じたケアプランの作成
- 一連のケアマネジメントプロセスの理解
- 運営基準等の遵守

◆報酬請求指導

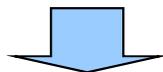
- 各種加算の算定要件に基づいたサービス提供の確保

よりよいケアの実施

【監査】

各種情報により指定基準違反や不正が疑われる場合に実施

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情や通報
- 介護給付費適正化システムの分析情報



【勧告】

期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。
従わないときは、その旨を《公表》することができる。

聴聞・弁解の機会を付与

【命 令】(行政処分)

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令できる。

命令をした場合は、その旨を《公示》しなければならない。

聴聞・弁解の機会を付与

【指定の効力全部又は一部停止】(行政処分)

不正な運営に対し、緊急的に不適正な介護報酬の請求を停止させるなど指定の全部又は一部の効力停止を行うことができる。

【指定取消し】(行政処分)

不正な運営に対し指定を取り消すことができる。

介護保険給付の適正化 (不適切な運営、不正請求への対応)

【経済上の措置】

運営指導で不正が認められた場合	過誤調整
監査で認められた場合	
改善勧告に至らない場合	過誤調整
監査で勧告を受けた場合	返還金 (法第 22 条)
監査で命令、指定取消等を受けた場合	返還金+加算金(40%)

【指導・監査に対する留意点】

- 運営指導は事前通知、監査は当日通知。(現場通知の場合もある。)
- 指定基準の遵守や加算の算定根拠等の挙証責任は事業者にある。
- 虚偽報告、書類改ざんに対して厳正に対処。
- 過誤調整は、最大5年まで遡及する。
- 市は全ての介護サービスに指導・監査権限がある。

(2) 令和6年度の運営指導の指摘事項等について

【地域密着型・認知症対応型共同生活介護】

認知症対応型共同生活介護計画の作成について

- ◇ 文書により利用者の同意を得なければならない
- ◇ サービス計画を利用者に交付しなければならない

基準省令 第98条第4項及び第5項

(条例 第120条第4項及び第5項)

- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

- ① 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得なければなりません。

家族名で同意を得ている事例がありましたので、今後は利用者から同意を得たことがわかるように記録を残してください。

- ※ 利用者の同意を得たうえで、利用者に代わり、代筆してもらう場合は代筆者がわかるように代筆者欄を設けてください。

- ② 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければなりません。

支援経過記録等において、利用者本人に交付したことが確認できなかったため、今後は記録に残してください。

内容及び手続の説明及び同意について

- ◇ 利用申込者又はその家族に対して説明し、利用申込者の同意を得ているか

基準省令 第3条の7

(条例 130条において準用 ※一部抜粋)

あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第102条に規定する重要事項に関する規定の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

認知症対応型共同生活介護事業者は重要事項及び契約書の作成にあたっては、その内容について利用申込者又はその家族に説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

家族名で同意を得ている事例がありましたので、今後は利用申込者から同意を得たことがわかるように記録を残してください。

※ 利用申込者の同意を得たうえで、身体的理由等で代筆してもらう場合は代筆者がわかるように、代筆者欄を設けてください。

指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について

◇ 身体的拘束等の取扱いについて

基準省令 第 97 条第 5 項及び第 6 項及び 7 項

(条例 第 119 条第 5 項及び第 6 項及び 7 項 ※一部抜粋)

- 5 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

基準省令 第 107 条第 2 項

(条例 第 120 条第 2 項 ※一部抜粋)

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 三 第九十七条第六項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

緊急やむを得ない理由で、身体拘束を行う場合については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。また、当該記録は条例により、5年間保存しなければなりません。

※ 厚労省より、令和7年4月より一部サービスにおいて身体拘束廃止未実施減算の経過措置期間が終了することを踏まえ、「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A」が発出されました。取扱いについて詳しくは、「介護保険最新情報 vol.1345」をご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001378290.pdf>)

厚生労働省より「身体拘束ゼロの手引き」をもとに作成された「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が公表されており、事例等も掲載されているので参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>)

(3) 令和6年4月から義務化された事項について

【全サービス共通】

感染対策の強化（地域密着型全サービス）

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

※地域密着型介護老人福祉施設ではすでに義務化

- ◇ 定期的な開催（おおむね6月に1回以上（地域密着型介護老人福祉施設はおおむね3月に1回以上））
- ◇ 委員会の結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

※地域密着型介護老人福祉施設ではすでに義務化

- ◇ 平常時の対策及び発生時の対応を規定
- ◇ 発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

(3) 感染症の予防及びまん延防止法のための研修の実施

※地域密着型介護老人福祉施設ではすでに義務化

- ◇ 定期的な実施：年1回以上
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護は年2回以上（上記3施設は、新規職員採用時にも実施）
- ◇ 研修の実施内容は記録する

(4) 感染症が発生した場合を想定した訓練の実施

- ◇ 定期的な実施：年1回以上
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護は、おおむね6月に1回以上（上記3施設は、新規職員採用時にも実施）
- ◇ 訓練は、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切

根拠：基準省令第3条の31第3項（条例第35条第3項）【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合】

業務継続に向けた取組の強化（地域密着型全サービス）

（1）業務継続計画の策定

イ 感染症に係る業務継続計画

- ◇ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ◇ 初動対応
- ◇ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- ◇ 平常時の対応
（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ◇ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ◇ 他施設及び地域との連携

（2）業務継続計画に係る研修の実施

- ◇ 業務継続計画の具体的内容の職員間での共有等
- ◇ 定期的な実施：年1回以上
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護は年2回以上（上記3施設は、新規職員採用時にも実施）
- ◇ 研修の実施内容は記録する

（3）業務継続計画に係る訓練の実施

- ◇ 定期的な実施：年1回以上
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護は年2回以上（上記3施設は、新規職員採用時にも実施）
- ◇ 訓練は、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切

根拠：基準省令第3条の30の2（条例第34条の2）【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合】

認知症介護基礎研修の受講（訪問系サービスを除く）

※訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

- ◇ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる。

（令和6年4月1日以降、新たに採用した従業者には、採用後1年を経過するまでに受講させる）

根拠：基準省令第30条第3項（条例第61条の13第3項）【地域密着型通所介護の場合】

高齢者虐待防止の推進（地域密着型全サービス）

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催

- ◇ 定期的な開催
- ◇ 委員会の結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待の防止のための指針の整備

虐待の防止のための指針【盛り込むべき項目】

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（3）虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

- ◇ 定期的な実施：年1回以上
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護は年2回以上（上記3施設は、新規職員採用時にも実施）
- ◇ 研修の実施内容は記録する

（4）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

- ◇ 虐待防止検討委員会の責任者を担当者とするのが望ましい

根拠：基準省令第3条の38の2（条例第42条の2）【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合】

運営規程に定める項目の追加

「虐待の防止のための措置に関する事項」

- ◇ 組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）
- ◇ 虐待が発生した場合の対応方法等

まだ変更していない事業所については、早急に定め、介護保険課に変更届を提出するようにしてください。

根拠：基準省令第3条の38の2（条例第42条の2）【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合】

施設系サービスにおける改定事項（地域密着型介護老人福祉施設）

栄養ケア・マネジメントの充実

栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準で規定。

根拠：基準省令第143条の2（条例第165条の2）【地域密着型介護老人福祉施設】

口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

根拠：基準省令 第143条の3（条例第165条の3）【地域密着型介護老人福祉施設】

2 指定関係の手続きについて

(1) 標準様式の使用、指定に係るオンライン化について

令和6年4月から、指定に係る様式は、国の標準様式を使用しています。指定等に係る申請や届出を行う際は、最新様式にて提出ください。

また、令和7年1月6日から国の「電子申請届出システム」の運用を開始しました。各事業所、法人においてはシステムの利用体制を整えてください。

(2) 指定（更新）手数料の納入について

指定（更新）申請に係る手数料は、市が発行する「納入通知書（納付書）」により、指定の金融機関で納付いただきます。

「事業者指定（更新）に係る意向申出書」の提出をもって納入通知書を発行しますので、指定（更新）を行う事業所におかれましては、意向申出書を提出してください。

※指定更新時期を迎える事業所に対しては、指定有効期限の概ね3か月前に更新手続きのお知らせを送付します。

(3) 指定更新について

① 指定有効期間

指定有効期間は6年間のため、原則6年ごとに指定の更新が必要です。

② 申請書類及び提出期限

手数料の納入後に領収書の写しを添えて、有効期間満了日の2か月前までに、指定更新申請書類を提出してください。提出書類の様式については、長岡市ホームページから最新版をダウンロードしてお使いください。

＜長岡市ホームページ掲載場所＞

「トップページ」→「健康・福祉」→「高齢者・介護」→「地域密着型サービス事業所指定申請について」

③ 更新手続きの流れ

(市) 指定更新手続きの通知 → (事) 意向申出書の提出
→ (市) 手数料納付書を発行 → (事) 手数料を納付・申請書を提出
→ (市) 必要に応じて現地確認 → 指定更新

(4) 変更届について

① 届出の時期

変更の届出は、変更があった日から10日以内に届け出てください。

② 添付書類

変更の内容により異なりますので、長岡市ホームページ（掲載場所は上記(3)②参照）を御確認ください。

(5) 廃止・休止・再開届について

① 届出の時期

* 事前に介護保険課へ連絡してから届け出てください。

届出が必要となる場合	届出様式	添付書類等	提出期限
事業所を「 廃止 」しようとする場合	「廃止・休止届出書」 別紙様式第二号（三）	引き継ぎ状況が分かる資料	事業を廃止する <u>1月前</u> まで
事業所を「 休止 」とする場合			事業を休止する <u>1月前</u> まで
事業所を「 再開 」した場合	「再開届出書」 別紙様式第二号（五）	下記①～③のとおり	事業を再開した日から <u>10日以内</u>

- ① 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
 ② 「従業員の資格を証する書類」（＝③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
 ③ 「変更届」及びその添付書類 ※再開に伴う変更事項（例：管理者、介護支援専門員、運営規程等の変更など変更届として提出すべき内容の変更）があった場合のみ

② 休止中の事業所について

休止中の事業所においては、**指定の更新を受けることができません。**

以下、(A) または (B) のいずれかを行う必要があります。

(A) 更新時期までに事業を再開した上で手続きを行う

(B) 事業を廃止する

詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

(6) 利用定員及びサービス転換の手続きについて

〔利用定員増〕

サービス種別	協議資料提出時期	変更日
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	変更日の 1か月前まで ※	各月1日から
サービス種別	協議資料提出時期	変更日
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険事業計画基盤整備計画 登載事業の公募を行います。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	利用定員がないため、手続きはありません。	

※事前に介護保険課介護事業推進係に相談してください。変更日の1か月前までに、協議資料の提出及び変更後10日以内に変更届の提出が必要です。

〔サービス転換〕

サービス種別	協議資料提出時期	転換日
小規模多機能型居宅介護 ⇄ 看護小規模多機能型居宅介護 通所介護 ⇄ 地域密着型通所介護	転換日の2か月前まで ※	各月1日から

※事前に介護保険課介護事業推進係に相談してください。転換日の2か月前までに協議資料の提出及び新規指定申請書等の提出が必要です。

〔利用定員減〕

変更届が必要になりますので、事前に介護保険課介護事業推進係にご連絡ください。

(7) 地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出について

① 届出の時期

届出内容	提出時期
宿泊サービスを開始する場合	宿泊サービス提供開始前
届出の内容に変更が生じた場合	変更の事由が生じてから10日以内
宿泊サービスを休止又は廃止する場合	休止又は廃止の日の1か月前まで

② 届出書類

指定認知症対応型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書

(8) 訪問系地域密着型サービスにおける出張所等（サテライト事業所）の設置の届出について

令和6年12月27日付け長介第1243号「訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等（「サテライト事業所」）の設置に係る取扱いについて（通知）」のとおり取扱いを定めましたので御確認ください。長岡市ホームページからも御確認いただけます。

(9) 介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて

加算を新たに算定する（または算定しなくなる）場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類の提出が必要です。

届出にあたっては、加算の算定要件を満たしているか十分に確認してください。

※前年度の実績等が算定要件になっている加算については、毎年度算定の可否を確認する必要がありますので、特に注意してください。

① 届出の時期と算定開始時期について

サービス種別	届出の時期	算定開始月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	毎月 15 日以前	翌月から算定
	毎月 16 日以降	翌々月から算定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)	
※事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなるのが明らかになった）場合は、速やかに届け出てください。		基準に該当しなくなった日から加算等の算定は行えません。

② 届出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3-2）
- ・ 添付書類（添付書類一覧表を参照）

※添付書類は加算により異なりますので、長岡市ホームページ（掲載場所は 10 ページ（3）②参照）の一覧表を御確認ください。

3 令和6年度介護保険制度改正における指定基準改正等について

(1) 指定基準（条例）改正について（令和6年4月1日施行）

厚生労働省令（以下、基準省令）の一部改正に伴い、『長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）』及び『長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第53号）』を改正しました。詳細は長岡市ホームページを御確認ください。

補 足

長岡市では、基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に基づき、当該条例を制定しています。

当該基準は、（介護予防）地域密着型サービス事業者がその目的を達成するために必要な**最低限度の基準を定めたもの**であり、事業者は、**基準を充足することで足りるとすることなく常にその事業の運営の向上に努めなければならない**ものであるとされています。

【参考】これまでの基準省令と市条例の主な相違点（市独自基準）

※なお、今回の改正に伴う市独自基準の変更はありません。

- (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室面積
10.65㎡以上から13.2㎡以上に変更
- (2) 暴力団の排除
地域密着型サービス事業者について、暴力団を排除する規定を追加
- (3) 技術の進歩に配慮
地域密着型サービス事業所に、利用者へのサービス向上及び職員等の負担軽減を図るため、技術が進歩した設備や備品等の導入に対して配慮する努力義務規定を追加
- (4) 書類保存期限の延長
地域密着型サービスの提供に係る関係書類の保存期間を、介護報酬の消滅時効に合わせて、2年から5年に変更
- (5) 通所系サービス、多機能系サービス、認知症対応型共同生活介護の設備基準に便所の設置を追加
- (6) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の介護計画の変更を追加
- (7) （看護）小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の面積
3㎡に通りサービスの利用定員を乗じて得た面積以上に変更

○主な条例の改正内容

対象サービス	改正内容
全サービス共通	① 磁氣的記録媒体の定義の修正
	<p>新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定めるものについて、定義を改める。</p>
	② 「書面掲示」規制の見直し 【令和7年4月1日から義務化】
<p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。</p>	
③ 管理者の兼務範囲の明確化	
<p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護(指定療養通所介護)、認知症対応型通所介護 共通	① 身体的拘束等の適正化の推進
	<p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>
小規模多機能型居宅介護	① 管理者の兼務
	<p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。</p>
	② 介護現場の生産性の向上
	【令和9年3月末まで経過措置期間あり】
<p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。</p>	
③ 身体的拘束等の適正化の推進	
【令和7年4月1日から義務化】 減算あり	
<p>身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける。</p>	
認知症対応型共同生活介護	① 協力医療機関との連携体制の構築
	<p>高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連</p>

	<p>携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p>i 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p> <p>② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p> <p>③ 介護現場の生産性の向上 【令和9年3月末まで経過措置期間あり】</p> <p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。</p>
<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>① 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置の基準の特例的な柔軟化</p> <p>テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。</p>

	<p>② 協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p>i 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p> <p>③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p> <p>④ 介護現場の生産性の向上 【令和9年3月末まで経過措置期間あり】</p> <p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>① 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。</p> <p>② ユニットケアの質の向上のための体制の確保</p> <p>ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。</p>

③ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。（3年間の経過措置期間あり）
- i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

④ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

⑤ 介護現場の生産性の向上

【令和9年3月末まで経過措置期間あり】

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

看護小規模多機能型居宅介護	① 管理者の兼務
	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
	② サービス内容の明確化
	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊り」における介護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。
	③ 介護現場の生産性の向上 【令和9年3月末まで経過措置期間あり】
介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。	
④ 身体的拘束等の適正化の推進 【令和7年4月1日から義務化】 減算あり	
身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。	

○令和6年4月1日から義務化されたものについて

①感染症対策の強化 減算あり (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（おおむね6月に1回以上） ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
②高齢者虐待防止の推進 減算あり
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催 ・虐待防止のための指針の整備 ・虐待防止のための従業員に対する研修の実施 ・虐待防止に係る措置を適切に実施するための担当者の配置 ・運営規程への虐待の防止のための措置に関する事項の記載
③業務継続計画の策定 減算あり (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の策定 ・業務継続計画に係る研修及び訓練の実施 ・定期的な見直しと必要に応じた変更

④認知症介護基礎研修の受講

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護、介護予防支援除く)

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させる。

⑤栄養ケア・マネジメントの充実(地域密着型介護老人福祉施設) **減算あり**

栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営めるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

⑥口腔衛生管理の強化(地域密着型介護老人福祉施設)

口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。

(※)については、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、減算になりません。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間は、減算はありません。

(2) 解釈通知(基準)改正(令和6年4月1日施行)

基準省令の解釈通知の改正に基づき、『長岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準(平成25年公告第84号)』

(以下、解釈基準)を改正しました。詳しくは、長岡市ホームページを御確認ください。

補 足

長岡市では、国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号等)」に基づき、当該基準を制定しています。

【参考】これまでの国の解釈通知と市の解釈基準の主な相違点(市独自基準)

- (1) 個人情報管理
個人情報が記載されている書類の施錠可能なロッカーへの保管
- (2) 身体的拘束の取扱方針の明確化(多機能系・居住系・施設系サービスのみ)
- (3) 職員に対する研修の強化
研修等の内容について、人権の擁護、高齢者虐待の防止、身体的拘束の廃止、感染症や食中毒の予防とまん延防止、事故発生の防止等を明示
- (4) 非常災害対策の強化(訪問系サービス以外)
非常災害の態様ごとにその規模に応じた具体的計画の作成(雪害対策含む)
- (5) 衛生管理の強化(訪問系サービス以外)
感染症や食中毒の予防とまん延防止のための指針整備等

(3) 介護報酬改定

○主な報酬改定について

介護報酬改定事項の概要等については、下記の厚生労働省のホームページから御確認ください。

[令和6年度介護報酬改定の概要]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html (厚労省 HP)

4 地域密着型サービスに関する留意事項

(1) 地域密着型サービスの利用者の受入れについて

地域密着型サービスは住み慣れた地域で生活が継続できることを目的としていることから、サービスを利用できるのは『長岡市に住所を有する住民のみ』です。

近年、市内事業所において、長岡市に住所が無い方にサービスを提供してしまった事例が発生しました。サービス提供を開始する際は、必ず利用者の介護保険証により、住所、保険者を確認し、長岡市の地域密着型サービスを提供できるか確認してください。

また、過去にサービス利用のため、他市町村からグループホームへ住所異動を行った事例が発生し、不適切な事例として注意しました。サービスの利用を目的として、他市町村から長岡市内へ住所を異動していないかなど、利用希望者が地域密着型サービスの趣旨に適しているか十分な確認をお願いします。

(2) 地域への展開（適正なサービス提供の確保）について

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護については、サービス付き高齢者向け住宅や集合住宅等におけるいわゆる「囲い込み」を防止する観点から、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、その住居に居住する利用者以外にもサービスを提供するよう努めてください。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、正当な理由がある場合を除き、同一建物等に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行わなければならないこととなっています。

利用者の大半が同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する等の利用形態になることのないよう、地域に対する適切なサービス提供を行ってください。

(3) 職員の資格管理について

職員の異動などの際に、介護支援専門員証等の資格の有効期限切れが発覚する事例が見られます。

毎年、資格者（管理者、計画作成担当者、ユニットリーダー等）の急な退職等により、人員基準を満たさなくなる事例が発生しています。

資格の有効期間等の管理については、資格保有者本人だけでなく、事業所、法人単位で管理いただき、更新漏れ等が発生しないような体制を徹底してください。また、そのような事態が見込まれる場合は、速やかに介護事業推進係に相談してください。

(4) 事業者における個人情報の適切な取扱いについて

介護保険サービス事業所による個人情報の流出が、全国でたびたび発生しています。主な原因は、FAXの誤送信、データの入ったUSBメモリの紛失、事務所外へ資料を持ち出した際の車上荒らし、置き忘れ又は盗難などです。

個人情報に関する事故は、一度であっても影響は甚大です。

改めて、個人情報の保護に関する法律や厚生労働省のガイドラインなどを参考に、個人情報の適切な取扱いに努めてください。

〔厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

(厚労省 HP)

(5) 自己評価について

外部評価の実施義務の有無に関わらず、「自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(運営基準)」とされていますので、必ず毎年自己評価を実施してください。

なお、基準において外部評価が義務づけられている認知症対応型共同生活介護は25ページ(8)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は当該ページ(7)を御確認ください。

(自己評価の取組み例)

- ①認知症対応型共同生活介護の外部評価の項目を参考にして自己評価を実施する。
- ②利用者又はその家族へ満足度アンケートを実施し、課題を見つけて改善を図る。
- ③法人内の業務改善委員会等が事業所を評価した結果を自ら再確認・再評価を行う。
- ④法人又は事業所が独自に作成した自己点検表を活用し自己評価を実施する。
- ⑤他事業所や業界誌等が作成した自己点検表を活用し自己評価を実施する。
- ⑥業務内容について、職員個々で自己点検を行い、課題を見つけて改善を図る。
- ⑦職員個々に目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する。
- ⑧事業所としての目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する取組み。
- ⑨管理者等が職員を評価する取組み。
- ⑩各サービスに係る研修の実施により、その習得状況等を評価する取組み。

(6) 運営推進会議について

令和7年1月31日付け事務連絡「令和7年度の運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催計画及び構成員名簿の提出について(依頼)」に運営推進会議についての留意事項等をまとめましたので御確認ください。長岡市ホームページからも御確認いただけます。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における評価の実施について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の外部評価については、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、運営推進会議(定

期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進会議)において、自己評価結果について第三者の観点からサービス評価を受ける外部評価を1年に1回実施することとなっています。運営推進会議等を活用した評価では、第三者からの評価を通じて新たな課題や改善点を明らかにし、事業所全体の質の向上を目指すものです。**当該評価の趣旨を踏まえ、年度ごとに具体的目標や重点的に意見交換を行う項目を定める**等、外部評価が形骸化することのないよう、効果的な運用をお願いします。

なお、市への外部評価結果の提出方法について、市ホームページに公表するため、データ(電子メール)提出にご協力くださるようお願いいたします。

〔運営推進会議等を活用した評価情報〕

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/hyoka/>

対象サービス	内 容
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護	評価の実施方法
	① 事業所がサービス内容について振り返りを行い、自己評価を行う。
	② 介護・医療連携推進会議において、サービス内容・課題等を共有し、新たな課題や問題点、改善点を明らかにする。
	③ 介護・医療連携推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスに知見を有する公正・中立な第三者(事業者関連団体関係者・学識経験者・外部評価研修修了者等)の参加が必要です。
○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	評価の実施方法
	① 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行う自己評価(スタッフ個別評価)を行う。
	② 従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りを行う自己評価(事業所自己評価)を行う。
	③ 運営推進会議では、事業所自己評価で取りまとめたサービス内容・課題等について、第三者の視点から意見を得ることで、新たな課題や改善点を明らかにし、質の向上を図るとともに、事業所が果たす役割を明らかにすることを目指す。
	④ 運営推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスに知見を有する公正・中立な第三者(事業者関連団体関係者・学識経験者・外部評価研修修了者等)の参加が必要です。
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○小規模多機能型居宅介護	結果の公表
	1 公表方法 運営推進会議等で確定した評価結果を、以下の方法により公表すること。 (1) 利用者及び家族への配布

<p>○看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>(2) 長岡市ホームページへの掲載 (3) 地域包括支援センター窓口での掲示 (4) 法人のホームページ掲載（任意）又は事業所内の見やすい場所への掲示 (5) 「介護サービス情報公表制度」に基づく介護サービス情報システムへの掲載（任意）</p> <p>2 公表内容・提出書類</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 … 別紙1及び別紙1-2 (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 … 別紙2-2及び別紙2-4 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 … 別紙3-3</p> <p>※様式については、平成27年3月27日付け厚労省通知を準用すること。 ※(1)については、長岡市の様式（別紙1-2）を追加しています。</p> <p>3 長岡市及び地域包括支援センターへの提出 毎年度2月末までに、それぞれに提出（長岡市には、別紙4「公表確認表」の提出も必要です。）</p>
-----------------------	--

(8) 認知症対応型共同生活介護における評価の実施について

認知症対応型共同生活介護において求められる「第三者による外部評価」について、「既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）と「運営推進会議における評価」のいずれかの評価を受ける（いずれかを選択する）」ことが可能です。

外部評価の取扱いについては、令和3年6月10日付け長介第676号「認知症対応型共同生活介護の外部評価の取扱いについて（通知）」を御確認ください。

(9) 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱いについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは、事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、サービスを提供する場合の介護報酬については、減算が適用されます。減算要件を再度確認の上、適切な取扱いをお願いします。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の減算要件】

事業所と同一の建物等の利用者にサービスを行う場合（①又は②のいずれかに該当する場合に減算（①②どちらも該当する場合は②を優先）

①	・「事業所と同一敷地内の建物」 ・「事業所と隣接する敷地内の建物」 ・「事業所と同一の建物」に居住する利用者へのサービス提供	600 単位 ／月減算
②	「1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者」へのサービス提供	900 単位 ／月減算

【夜間対応型訪問介護の減算要件】

事業所と同一の建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合（①～③のいずれかに該当する場合に減算（①③どちらも該当する場合は③を優先）

①	・「事業所と同一敷地内の建物」 ・「事業所と隣接する敷地内の建物」 ・「事業所と同一の建物」に居住する利用者へのサービス提供	所定単位数 の 100 分の 90 の単位数 ／（Ⅰ）回・ （Ⅱ）月の単 位数を算定
②	「1月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物※に居住する利用者」へのサービス提供（※①の建物を除く）	
③	「1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者」へのサービス提供	所定単位数 の 100 分の 85 の単位数 ／（Ⅰ）回・ （Ⅱ）月の単 位数を算定

(10) 協力医療機関に関する届出について

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等の対応を確認し、医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。届出については、年度末までに必ず提出してください。

(11) 老人福祉法の一部事務の権限移譲に伴う事務手続きの変更について

令和7年4月1日から老人福祉法の一部の事務が、新潟県から長岡市に移譲されます。このことに伴い、老人福祉法の届出先が変更になりますので、お間違えのないようご注意ください。令和7年1月27日付け高齢第1413号「老人福祉法の一部事務の権限移譲に伴う事務手続きの変更について（通知）」を御確認ください。

なお、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設に係る老人福祉法の届出先はこれまで通り新潟県となります。

(12) 「地域密着型サービス施設の空室（利用）情報」のホームページ掲載について

居宅介護支援事業所による利用者へのスムーズな事業所紹介と事業所の安定的な運営のため、市内すべての地域密着型サービス事業所の利用可能（空室）情報を長岡市ホームページに掲載しています。実際に利用可能な人数を報告してください。

〔地域密着型サービス施設の空室（利用）情報〕

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/kushitsu.html>

令和5年12月15日付長介第937号「長岡市ホームページ掲載「地域密着型サービス施設の空室（利用）情報」の報告方法の変更について」でお示したとおり、報告方法が変更になりました。空室（利用）情報に変更がある場合に限り、毎月5日までにLoGoフォームで報告してください。

〔報告用LoGoフォーム〕

<https://logoform.jp/form/P5EF/380199>

5 その他お知らせ

(1) 介護保険課からの通知及び集団指導資料のホームページ掲載について

過去に当課から発出した主な通知や集団指導資料について、市ホームページに掲載していますので、御活用ください。

〔介護保険課からの通知関係〕

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/notification.html>

〔集団指導資料〕

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/syudan-shiryoku.html>

(2) 指定基準等に関する質問について

指定基準や報酬に関する当課へのお問い合わせは、質問票にてメールまたはFAXでお寄せください。（送付先：介護保険課介護事業推進係）
回答までに時間を要することがございますのでご了承ください。

〔質問票の様式〕

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/kyotaku-kaigo.html>